

感染症の予防及びまん延防止のための指針

社会福祉法人ぷらうらんど

(目的)

第1条 この指針は、社会福祉法人ぷらうらんど（以下「法人」という）が実施する福祉サービスの利用者の、感染症の予防及びまん延防止を目的として定める。

(感染症の予防及びまん延防止のための基本的な考え方)

第2条 利用者の居宅や事業所における感染症の予防及びまん延防止のために必要な措置を講ずる体制を整備し、利用者やその家族及び職員の安全を確保するために必要な対策を実施する。

(感染症の予防及びまん延防止のための体制)

第3条 感染症の予防及びまん延防止の対策を検討するために、感染対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。また、委員会の責任者は法人の理事長とする。

2 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事長
- (2) 総合施設長
- (3) 総括課長
- (4) 児童家庭支援センター長
- (5) 保健師
- (6) その他理事長が必要と認める者（看護師等）

3 委員会には、感染対策担当者（以下「担当者」という。）を1名置き、担当者は事務長とする。

4 委員会は担当者が召集し、感染症の予防及びまん延防止のための具体策を作成し、委員会に提案し記録する。

5 委員会は概ね6か月に1回以上定期的に開催するほか必要に応じて開催し、検討結果を職員に対して周知徹底する。

6 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 感染症の予防対策及び発生時の対策の立案
- (2) 指針・マニュアル等の作成
- (3) 感染対策に関する職員への研修・訓練の企画及び実施
- (4) 利用者の感染症等の既往の把握
- (5) 利用者・職員の健康状態の把握
- (6) 感染症等発生時の対応と報告
- (7) 感染対策実施状況の把握と評価

7 委員会は職員に対して、感染症対策の基礎知識の周知徹底を図るとともに指針に基づいた衛生管理と衛生的なケアの励行を目的とした研修を行う。

- (1) 全職員を対象に、定期的な研修を年1回以上行う。
- (2) 外部で実施されている研修会へ積極的に参加する。

8 委員会は感染症が発生した場合を想定し、役割分担の確認や感染防止対策をした状態でケアの演習等の訓練を全職員対象に、定期的に年1回以上行う。

9 委員会の審議内容、感染対策の研修や訓練の諸記録は2年間保管する。

(平常時の対応)

第4条 事業所内の衛生管理として感染症の予防及びまん延防止のため、日頃から整理整頓を心がけ、換気、清掃、消毒を定期的に行い、事業所内の衛生管理、清潔保持に努める。

2 職員の標準的な感染対策として、職員は、感染症の予防及びまん延防止のため、検温、手洗い、手指消毒、うがい及び必要に応じて勤務中のマスクの着用を行う。

(1) 児童の食事支援の前に、必ず手洗いを行う。特に、排泄支援後の食事支援は、食事支援前に十分な手洗いを行い、職員が食中毒病原体の媒介者とならないよう注意を払う。

(2) 排泄支援（おむつ交換を含む）は、必ず使い捨て手袋を着用して行い、使い捨て手袋は1ケアごとに取り替える。また、手袋を外した際は、手洗いや手指消毒を行う。

(感染症や食中毒の発生時の対応)

第5条 感染症や食中毒（以下「感染症等」という。）が発生した場合や、それが疑われる状況が生じた場合には、以下の手順に従って報告する。

(1) 職員が利用者の健康管理上、感染症等を疑ったときは、速やかに利用者や職員の症状の有無（発生日時を含む）について把握し、管理者または児童発達支援管理責任者に報告する。特に感染症については、濃厚接触者の状況把握に努める。

(2) 管理者または児童発達支援管理責任者は、職員から報告を受けた場合、法人内の職員に必要な指示を行うとともに、関係機関と連携を図る。

2 職員は感染症等が発生したとき、またはそれが疑われる状況が生じたときは、拡大を防止するため速やかに以下の事項に従って対応する。

(1) 発生時は、手洗いや排泄物・嘔吐物の適切な処理を徹底し、職員を媒介して感染を拡大させることのないよう、特に注意を払うこと

(2) 感染者または感染が疑われる利用者の居宅を訪問する際には、訪問直前に使い捨ての予防着、マスク、手袋を着用する。また訪問後は速やかに使用した予防着等をビニール袋に入れ、常備してあるアルコール消毒液で手指消毒を行うこと

(3) 利用者の感染が疑われる際には、速やかに関係機関に連絡を入れサービスの利用を停止すること

(4) 別に定めるマニュアル（BCP等）に従い、個別の感染対策を実施すること

(5) 必要に応じて利用者の主治医や保健所に相談し、技術的な応援の依頼及び指示を受けること

(その他)

第6条 法人は、一定の場合を除き、利用予定者が感染症や既往であっても、原則としてそれを理由にサービス提供を拒否しないこととする。

2 指針及び感染症対策に関するマニュアル類等は委員会において、定期的に見直し、必要に応じて改正するものとする。

この指針は、令和5年4月1日より施行する。